

○日本育英会が特別貸与を行う場合の認定方法に関する省令第2条第2項第3号の規定による私立の大学の教員養成を目的とする義務教育教員養成の課程

昭和44年7月22日

文部省告示第301号

日本育英会が特別貸与を行う場合の認定方法に関する省令（昭和33年文部省令第17号）第2条第2項第3号の規定による私立の大学の教員養成を目的とする義務教育教員養成の課程として、昭和44年7月15日付けで次のとおり指定した。

立正女子大学教育学部

初等教育課程

中等教育課程

(注) 立正女子大学は、昭和51年7月1日から、名称を文教大学に変更した（昭和51年6月18日付文部省告示第121号）。

---

昭和48年5月9日

文部省告示第82号

日本育英会が特別貸与を行う場合の認定方法に関する省令（昭和33年文部省令第17号）第2条第2項第3号の規定による私立の大学の教員養成を目的とする学部の義務教育教員養成の課程として、昭和48年4月1日付けで次のとおり指定した。

聖徳学園岐阜教育大学教育学部

初等教育課程

中等教育課程

---

昭和55年4月7日

文部省告示第60号

日本育英会が特別貸与を行う場合の認定方法に関する省令（昭和33年文部省令第17号）第2条第2項第3号の規定による私立の大学の教員養成を目的とする学部の義務教育教員養成の課程として、昭和55年4月1日付けで次のとおり指定した。

常葉学園大学教育学部 初等教育課程